4　その他
⑴　契約手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨
⑵　入札保証金および契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書および入札条件に違反した入札書は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書の作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　上記２の要件を満たした業者であって、本会が作成した予定価格の範囲で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Toshinobu Yoshida Vice Director of Equine Research Institute of JAPAN RACING ASSOCIATION
⑵　Classification of the products to be Procured : 22
⑶　Nature and quantity of the products to be required : 3D motion capture system
⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation.
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C or D
⑺　Time limit of tender : By 14 : 00, 22 June 2022
⑻　Contact Information : General Affairs Section, JAPAN RACING ASSOCIATION, Equine Research Institute, 1400―4, Shiba, Shimotsuke-shi, Tochigi-ken 329―0412 Japan TEL 0285―44―0090

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和４年５月２日
防衛省大臣官房会計課会計管理官
大塚　英司

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
○第４号
1　掲載日
令和４年４月22日（号外政府調達第75号）
2　訂正内容
12ページ２段目「⑵　購入等件名及び数量　尿さげ２試験紙（10項目）外142件（単価契約）　一式」を「⑵　購入等件名及び数量　尿試験紙（10項目）外142件（単価契約）　一式」に訂正する。

資　格

競争参加者の資格に関する公示

大阪大学（吹田）感染症総合教育研究拠点整備事業に係る特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請について
標記について、下記要領により特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の一般競争参加資格審査申請を受け付けることとしたので、希望者は申請されたく、公示する。
令和４年５月２日
国立大学法人大阪大学総長　西尾章治郎
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27
1　事業概要等
⑴　事業名　大阪大学（吹田）感染症総合教育研究拠点整備事業
⑵　事業場所　大阪府吹田市山田丘１－１（国立大学法人大阪大学吹田団地構内）
⑶　事業概要　別冊要求水準書及び基本計画書のとおり
⑷　履行期限　令和７年２月28日
2　共同企業体一般競争参加資格審査申請書の受付期間及び提出方法
令和４年５月２日（月）から令和４年６月６日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の９時00分から17時00分まで。
下記３に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。
3　共同企業体一般競争参加資格審査申請書の受付場所　〒565―0871 大阪府吹田市山田丘１番１号　国立大学法人大阪大学　担当部署名　施設部企画課施設経理係　電話06―6879―7116
4　提出書類　特定建設工事共同企業体の一般競争参加資格審査申請書（建設工事）他
5　共同企業体の構成員の数、資格要件等　次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同企業体であること。
⑴　国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省において令和３・４年度の建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　共同企業体代表者にあっては、平成19年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の実施設計実績並びに施工実績を有すること。（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。ただし施工のみの実績の場合は、下記の同種工事の実施設計実績を有する設計事務所と共同企業体を組成すること。同種工事とは、建築工事（工事内容は問わない）で、次に掲げる㋑から㋺の要件を全て満たす工事とする。
㋑　国交省告示第98号別添２　「類型八　専門的教育・研究施設第２類に該当する大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等」又は、「類型十　医療施設第２類に該当する総合病院等」
㋺　延べ面積　10,000㎡以上
ただし、上記㋑㋺まではすべて同一建築物の実績であること。
⑸　共同企業体代表者にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第31項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、且つ建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。また、一級建築士事務所の登録及び特定建設業の許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の設計及び施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑹　共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第６項の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。また、建設業の許可を有してからの営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工又は設計の実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
設計事務所と共同企業体を組成する場合にあっては、当該設計事務所は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、且つ登録してからの営業年数が５年以上であること。ただし、相当の設計の実績を有し、確実かつ円滑な設計が確保できると認められる場合においては、当該営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑺　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。
⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑾　下記に掲げる資格を有する配置担当技術者を当該工事に配置できること。
・プロジェクト統括責任者
【役割】設計と施工の相互調整・統括
【必要な資格】一級建築士又は１級建築施工管理技士